意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	政府統計情報の二次活用
2. 既存の制	行政が行う統計調査結果については、公表内容や提供対象が限られるケー
度・規制等	スが多く、民間部門では十分に利活用されていない。また統計情報の提供
によってI	方法は書面やフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクなどに限ら
CT利活用	れており入手コストがかかる。
が阻害され	
ている事	
例・状況	
3. ICT利	統計法第 34、35、36 条
活用を阻害	統計法施行令第 13 条
する制度・	統計法施行規則第 15 条
規制等の根	
拠	
4. ICT利	行政が行う統計調査については、
活用を阻害	・集計情報のみならず、個人情報保護に配慮した上で、個表データまたは
する制度・	それに近い形で原則的に全て公表する。
規制等の見	・提供対象を学術部門に限らず、民間部門・利用者自らがデータを利活用
直しの方向	できるよう制約を緩和する。
性について	・「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」について、上記を踏まえた機能拡充や、
の提案	利用者がオンラインでデータをダウンロード/分析を行う機能を追加す
	る。
	以上の様な施策により、民間部門でのインテリジェンスが高まり、産業の
	発展に寄与することが期待できる。